

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月30日

広島市長

提出者

住所 広島市中区大手町2-8-4

氏名 (株)日本パーカーライジング広島工場

代表取締役 中山 文宣

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-254-1551

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)日本パーカーライジング広島工場 出島事業所
事業場の所在地	広島市南区出島1丁目34-26
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

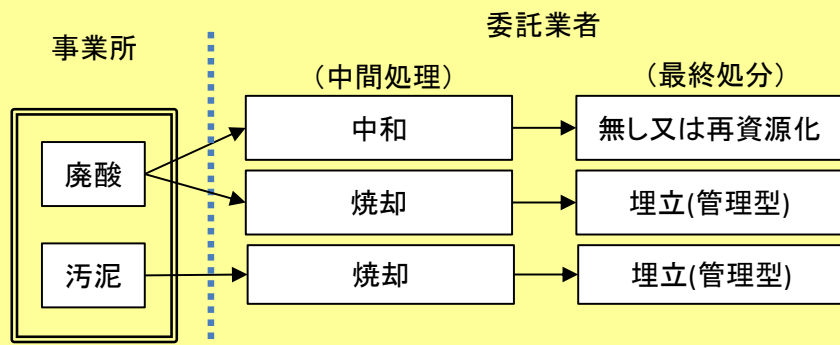
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 製造業

②事業の規模 出島事業所の2021年度売上実績 約6.7億円

③従業員数 約70名（出島事業所）

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙4

(廃棄物処理法-特産産廃処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
 計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	1.05	1.05									1.05	1.05								
廃酸	86.49	86.49									86.49	86.49	71.35	71.35	15.14	15.14				
廃アルカリ	6.59	6.59									6.59	6.59								
感染性産業廃棄物																				
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	銻さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)	0.09	0.09									0.09	0.09							
	汚泥(金属を含むもの)	4.21	4.21									4.21	4.21							
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	98.43	98.43	0	0	0	0	0	0	0	0	98.43	98.43	71.35	71.35	15.14	15.14	0	0	0	0

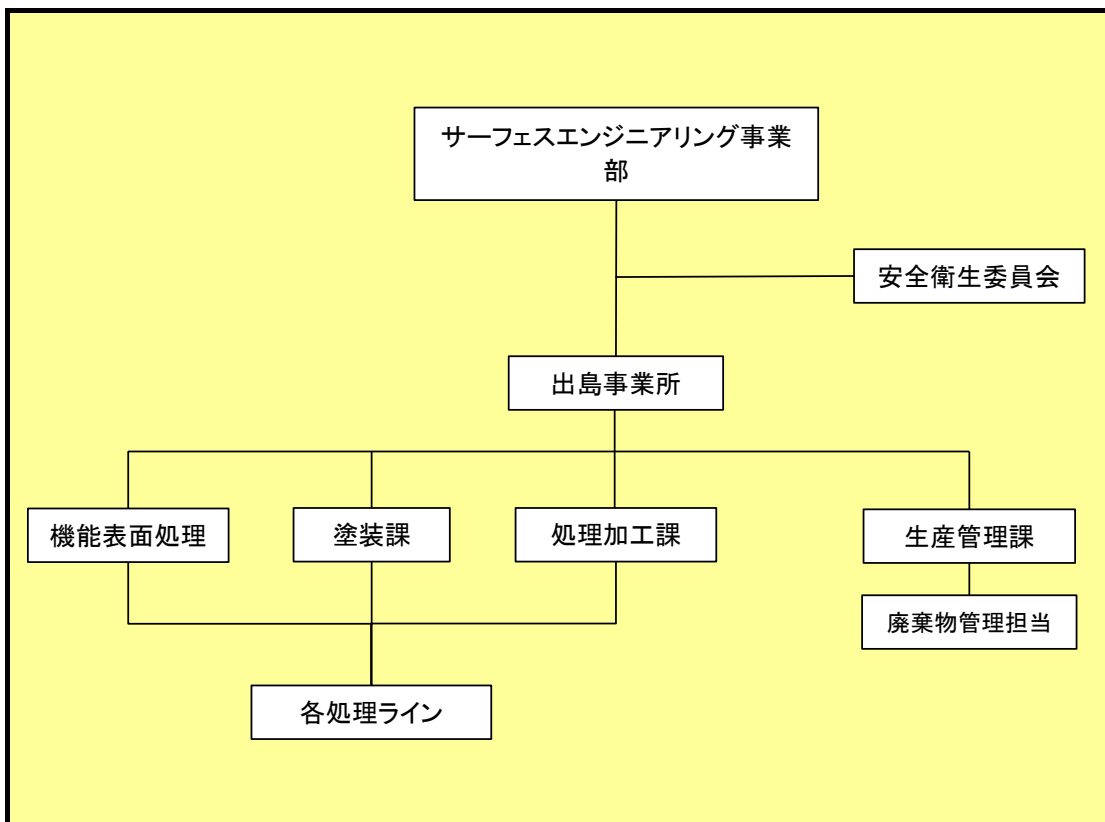
※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処理液の管理を徹底し、廃液の排出管理を行っている。 ・分別を徹底している。
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>上記のことを継続して行っていく。</p>

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	①塗料カス、廃塗料(特定有害物含有) 特別管理産業廃棄物保管場所を徹底し、他の産業廃棄物と混ざらないように管理している。 ②廃酸洗水(廃塩酸、廃硝酸) 酸の種類別の専用の廃液タンクに移送し、管理している。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	上記のことを継続して行っていく。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はなし。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はなし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も実施する計画はない。</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>特別管理産業廃棄物処理は全て、契約に基づく外部委託業者と行っている。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>特別管理産業廃棄物処理は全て、契約に基づく外部委託業者と行っている。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>98.43 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>今後実施する予定の取組みはなし。</p>